

事業所各位

給与支払報告書の提出について（お願い）

日頃より、税務行政の運営に対しまして特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本年分の年末調整関係書類のうち、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）につきましては、下記のとおりにご提出願います。

記

1. 給与支払報告書（総括表）

- (1) 帯広市提出分につきましては、事業所名・指定区分・事業所の指定番号等を印刷しておりますので、この用紙に記入しご提出ください。なお、貴事業所独自の用紙を使用される場合でも、当市の課税事務処理上、同封した総括表も添付してください。
- (2) 帯広市提出分がない(0人)場合も、報告人員を0人として総括表のみご提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 総括表は黒色（又は青色）のボールペンで記入し、切り取って『帯広市提出用』を提出してください。なお、総括表（控用）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- (4) e L T A X（地方税ポータルシステム）により給与支払報告をする場合は、この総括表を提出する必要はありません。ただし、当市の課税事務処理上、同封した総括表に記載のある、貴事業所の指定番号の入力をお願いします。
- (5) 光ディスクでの提出の場合、提出期限を超過した際にはe L T A Xもしくは紙での再提出をお願いしますのでご了承ください。

2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- (1) 独自電算様式の給与支払報告書をご利用の事業所におかれましては、1枚目と2枚目を分離した状態でご提出いただけると幸いです。その際、区分票は1枚目の束にご使用ください。
- (2) 提出後に訂正や追加分がある場合は、総括表の左上の追加または訂正欄を○で囲み、個人別明細書の摘要欄に「訂正」もしくは「追加」と朱書きのうえ、再提出してください。
- (3) 季節雇用などの従業員で、翌年度以降も継続して特別徴収を予定している方の退職欄は空白としてください。
- (4) 退職した従業員についても給与支払報告書の提出が義務づけられています。なお、給与支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができますが、課税事務の都合上、すべての受給者につきましてご提出いただきますようお願いいたします。

3. 記載に係る留意点・・・ 次頁以降を参照願います。

4. 提出期限（期限厳守）

令和4年1月31日（月曜日）

（給与支払報告書の作成が済み次第、お早めのご提出をお願いいたします。）

年末調整に係る各種記載方法などについては国税庁ホームページ「[年末調整がよくわかるページ](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm)」
をご参照ください。 URL <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

《記載に係る留意点》

■総括表を作成するとき

- ・「個人番号又は法人番号」欄の記入をお願いいたします。
- ・住民税の特別徴収者等区分表（別紙・色紙）により、①特別徴収する者 ②特別徴収できない者に区分し、提出してください。
- ・特別徴収（貴社で翌年度の住民税を給与天引き）する人数を(a)欄、退職者の人数を(b)欄に、それ以外の普通徴収（他の事業所で住民税を給与天引きする方など）の人数を(c)欄に記入してください。
- ・連絡先の記入を必ずお願いいたします。
- ・「特別徴収した住民税の納付方法」欄は、納付書以外・納付書払い のどちらかに○の記入をお願いいたします。納付書以外にマルをしていただいた場合は、翌年5月に送付する税額決定通知書に納付書を同封しませんので、ご留意願います。

令和 4 年度
給与支払報告書（総括表）

帯広市長様

追加
訂正 令和 年 月 日 提出

給与支払者の個人番号又は法人番号

「指定区分」「指定番号」が印字されています。

指 定 区 分		指 定 番 号	
フリガナ			
給与支払者の氏名又は名称		提出市町村の総数	
		1月1日現在の従業員数	
		事業種目	
		報告人員(提出枚数)	
フリガナ		令和4年度の住民税を給与から天引きする者(特別徴収)	(a) 人
同上の所在地		退職者(普通徴収)	(b) 人
		乙欄・その他(普通徴収)	(c) 人
課 係		合 計(提出枚数)	(a+b+c) 人
連絡先	所属 電話番号 電話 () -		
	氏 名		
	関与税理士氏名 電話 () -		
<input checked="" type="checkbox"/> 帯広市での特別徴収の実績がなく、新たに実施をする場合は←左に✓をつけてください		特別徴収した住民税の納付方法(下記どちらかに○) <input type="checkbox"/> 納付書以外(共通納税等) ・ <input type="checkbox"/> 納付書払い	
提出日	令和4年1月31日 です ※備考欄		

帯広市で過去に特別徴収の実績が無く、令和4年度より新たに住民税を給与から天引きする場合はこの欄に✓をつけてください。

■個人別明細書を作成するとき

- ・令和4年1月1日現在の住所をご確認のうえ、住所地の市区町村へご提出ください。
- ・生活の本拠が住民登録住所と異なる場合は、住民登録住所を摘要欄に明記してください。

*** 『フリガナ』 『氏名』 『個人番号』 『生年月日』 を必ず記入してください。

- ・年の途中で就職し前職分（令和3年1月1日から就職するまで）を支払金額等を含めた者については、前職の支払者・給与の支払金額・社会保険料の金額・源泉徴収税額を摘要欄に必ず記載してください。
- ・退職以外の理由により特別徴収ができず普通徴収とする場合は、その理由を摘要欄に記載してください。
- ・給与支払報告書を電算処理されている場合は、枠内に収まるように印字願います。

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																																																																															
※区分										(受給者番号)										(個人番号)										(フリガナ)																																																																															
支払を受ける者										住所										氏名																																																																																									
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源 泉 徴 収 税 額																																																																					
内										円										円										円										円																																																																					
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配 偶 者 (特 別)										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																											
有										従 有										控 除 の 額										特 定										老 人										其 他										人										人										人																													
内										円										円										円										円										円										円																																																	
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																															
内										円										円										円										円																																																																					
(摘要)																																																																																																													
生命保険料の内訳										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																																																											
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日 (1回目)										住宅借入金等特別控除区分 (1回目)										住宅借入金等 年末残高 (1回目)										住宅借入金等特別控除区分 (2回目)										住宅借入金等 年末残高 (2回目)																																																	
源泉・特別控除対象配偶者										(フリガナ) 氏名										区分										配偶者の合計所得										円										円										円																																																	
個人番号																														円										円										円																																																											
1										(フリガナ) 氏名										区分										1										(フリガナ) 氏名										区分										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																	
2										(フリガナ) 氏名										区分										2										(フリガナ) 氏名										区分																																																											
3										(フリガナ) 氏名										区分										3										(フリガナ) 氏名										区分										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																	
4										(フリガナ) 氏名										区分										4										(フリガナ) 氏名										区分																																																											
未成年者										外国人										本人が障害者										死亡退職										災害者										乙欄										特別										その他										寡婦										ひとり親										勤労学生									
中途就・退職										受給者生年月日										就 退 年 月 日										元号										年 月																																																																					
支 払 者										個人番号又は法人番号										(右詰で記載して下さい。)																																																																																									
										住所(居所)又は所在地																																																																																																			
										氏名又は名称																																																																																																			

姓と名の間には、空白を入れてください。
(例) 北 口 知

生年月日は必ず記載してください

元号は漢字で記載してください
(「明治」「大正」「昭和」「平成」又は「令和」)

※提出の際は、必ず新様式での提出をお願いいたします。
※マイナンバーの記載がありますので取り扱いに十分注意してください。

4
給与支払報告書
個人別明細書
(市町村提出用)

【令和3年度の税制改正について】

令和3年度の住民税より、所得税と同様に基礎控除、給与所得控除の改正が行われています。また、未婚のひとり親に対する税制上の措置が新設され、寡婦控除が見直されました。

1. 基礎控除の改正

令和3年度以降、合計所得金額が2,400万円以下の場合、10万円引き上げることとなり、43万円となります。2400万円超の場合、段階的に基礎控除が減額となり、2500万円超となると適用がなくなります。(表1:住民税の控除額) 非課税限度額や扶養控除の所得の範囲についても、基本的に影響がないように改正されました。

表1 改正後の基礎控除額

合計所得金額		住民税	所得税
2400万円以下		43万円	48万円
2400万円超	2450万円以下	29万円	32万円
2450万円超	2500万円以下	15万円	16万円
2500万円超		適用なし	適用なし

2. 給与所得控除の改正

基礎控除の引き上げに伴い、給与所得控除と公的年金等控除は一律10万円引き下げることとなります。この措置によって、給与所得・年金所得のみの場合、基本的に税額は変わりません。

給与所得控除の上限は給与収入850万円超で195万円となります。(表2)

表2 改正後の給与所得控除額

給与収入額		給与所得控除額
55万円以下		55万円
55万円超	180万円以下	収入金額×0.4-10万円 (下限55万円)
180万円超	360万円以下	62万円+(収入金額-180万円)×0.3
360万円超	660万円以下	116万円+(収入金額-360万円)×0.2
660万円超	850万円以下	176万円+(収入金額-660万円)×0.1
850万円超		195万円

3. 所得金額調整控除の新設

上記の税制改正に伴い、年収850万円を超えると所得税が増税となることを受け、介護や子育て世帯の負担が増えないよう新しく「所得金額調整控除」が創設されています。(表3)

適用した場合には、給与支払報告書(源泉徴収票)の「所得金額調整控除額」に記載する必要があります。

表3 所得金額調整控除

1. 条件	① 給与収入が850万円を超えている
	② ①の条件に加え ・本人が特別障害者である場合 ・23歳未満の扶養親族がいる場合 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
2. 控除額	{給与収入(最高1000万円)-850万円}×10%

4. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻暦や性別にかかわらず、生計を同じとする子(合計所得金額が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除(控除額30万円)」を適用します。ひとり親以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用することとなります。(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外となります。)

寡婦控除については所得制限(500万円(給与収入678万円)以下)が設定されています。

また、ひとり親控除についても同様の所得制限(500万円以下)があります。(表4:住民税での控除額)

表4 ひとり親控除 寡婦控除 (単位:万円) (合計所得金額が500万円以下の納税義務者に限る)

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
	有	子	有	子	
本人が女性	有	30	30	30	30
	子以外	26	26	-	-
	無	26	-	-	-
本人が男性	有	30	30	30	30
	子以外	-	-	-	-
	無	-	-	-	-

寡婦控除: 本人が女性、配偶関係「有」かつ「子」以外、または「無」の控除額。
ひとり親控除: 本人が女性、配偶関係「有」かつ「子」の控除額。